

令和8年度 みよし市立南中学校いじめ防止基本方針【概要版】

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての生徒が安心して学校生活を送るためには、いじめ防止等の対策に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である。また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。そして、家庭、地域関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、生徒に集団の一員としての自覚や自信、互いを認め合える人間関係を育むことができるよう努める。

第2 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）」

※いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。

第3 関係者の責務

1 いじめの防止

- ・「いじめをしない、させない、見逃さない」学校・学年・学級づくり
- ・道徳教育や体験活動等の充実
- ・生徒のコミュニケーション能力の向上
- ・自他の生命を尊重する心や他を思いやる心の育成
- ・規範意識の育成
- ・生徒のさまざまな体験活動の支援

2 いじめの早期発見

- ・全教職員のいじめに対する共通認識
- ・指導力の向上
- ・教育相談体制の充実
- ・教育相談・アンケートからの情報収集

3 いじめへの対処

- ・いじめに対する迅速かつ組織的な対応
- ・いじめに対処するための保護者の協力

第4 学校としての取組

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し

- ・国や県、市の基本方針に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- ・実情に即して機能しているかどうかについての点検し、見直しを図る。（PDCAサイクルの実行）
- ・具体的な取組を計画的に実施できるよう運用する。
- ・ホームページへの掲載等を通して保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるようにする。
- ・入学時・各年度の開始時に生徒、保護者等に説明する。
- ・学校評価結果を踏まえたいじめの防止等のための取組の改善を図る。

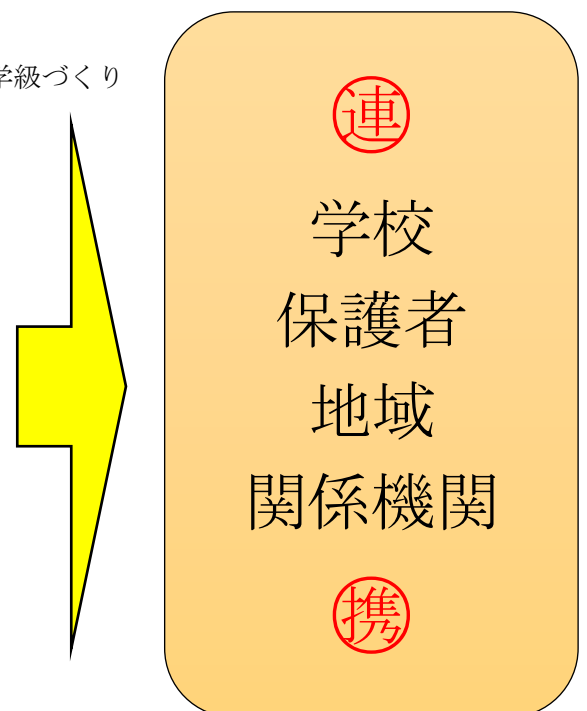
2 いじめ対策組織の設置

- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的かつ実効的に行うための中核となる常設の組織「いじめ対策組織」として「いじめ対策委員会」を設置する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

【いじめの防止】

- ・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり。
- ・生徒が、自主的にいじめの問題や人権について考え、議論する等のいじめの防止に資する活動への取組。
- ・生徒指導部会・生徒指導全体会を通して、生徒の人間関係についての情報共有。



【早期発見】

- ・いじめを積極的に認知する。
- ・教職員と生徒、保護者との人間関係づくりに努める。
- ・毎週行う生徒指導部会、年4回のアンケートとそれに伴う教育相談を実施する。
- ・心の教室の相談員、スクールカウンセラーを配置する。
- ・保護者や生徒が学校外の相談機関に相談できるよう、情報提供に努める。

【いじめに対する措置】

- ・いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、学校の組織的な対応につなげる。
- ・事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- ・いじめの情報については、次年度へ引き継ぐ。
- ・「いじめが解消している」状態に至ったと判断した場合でも、関係する生徒については、日常的に注意深く観察する。

4 取組の評価と見直し

- ・学校評価アンケートや学校評議員会、校区委員会等で、学校の取組についての生徒、保護者、地域及び教職員の意見をもとに学校の取組を常に点検し、見直す。(P D C Aサイクルの実行)

第5 重大事態への対処

1 「重大事態」(法第28条第1項)とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 重大事態の発生報告

- (1) 重大事態が発生した場合(重大な被害が生じた疑いも含む)、教育委員会に事態が発生した旨を報告する。ただし、不登校重大事態については、欠席期間が目安である30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、生徒への聴取等に着手する。
- (2) 被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な事態が生じた」という申立てがあった場合は、その時点で重大事態が発生したのものとして教育委員会へ報告・調査する。

3 学校の対応

- (1) 本校から重大事態発生を教育委員会へ報告した場合は、その事案の調査を行う主体や調査組織について教育委員会から指示を仰ぐ。
- (2) 調査
 - ・本校が調査を行う場合、本校の「いじめ対策委員会」を母体として調査や対応をする。教育委員会からは、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を受ける。
 - ・教育委員会が調査を行う場合、本校は必要な協力をする。
※この調査は、事実関係を明確にするための調査であって、民事・刑事上の責任追及やその他訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、本校及び教育委員会が、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- (3) 情報提供及び報告
 - ・学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ・調査の結果については、教育委員会を通じて、市長に報告する。

4 記録の保存

重大事態の調査に係る記録は、当該生徒が在籍している学校を卒業後、5年間保存する。